

公園美化活動支援事業実施要綱

平成18年12月15日
告示第143号

(目的)

第1条 この要綱は、市民にとって身近にある公園の美化、保全等のため、自治会、地域住民、事業所等が自発的かつ自主的に行う公園の美化活動（以下「美化活動」という。）への支援に関して必要な事項を定めることにより、市民と市が一体となったまちづくり活動を推進することを目的とする。

(活動対象)

第2条 美化活動の活動対象は、市が管理する都市公園とする。

(美化活動の内容)

第3条 美化活動は、前条に規定する活動対象の清掃、除草等とする。

(美化団体の資格)

第4条 美化活動に参加できる団体（以下「美化団体」という。）は、3人以上の参加者から構成される次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 原則として美化活動を年に2回以上、かつ、2年以上継続して実施することができる団体
- (2) 公園等愛護活動に意欲的な団体
- (3) その他、市長が特に認めた団体

(登録の申請)

第5条 美化団体の登録は、その代表者（以下「代表者」という。）が、公園美化活動申請書（別記第1号様式）に参加者名簿（別記第2号様式）を添えて市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の提出があつた場合、速やかにこれを審査し、その内容が適切であると認められるときは、代表者と協定書（別記第3号様式）により協定を締結するものとする。

(変更の届出)

第7条 第5条の公園美化活動申請書に記載された代表者に変更があつたときは、その代表者は、代表者変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(美化団体の役割)

第8条 美化団体が行う活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集及び清掃
- (2) 活動区域内の除草
- (3) 情報の提供（施設の破損、樹木の損傷等）
- (4) その他美化活動に関し必要な事項

- 2 収集した散乱ごみ及び除草した草は、当該区域の属する集積所へ市の収集日に排出するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により排出するものとする。

(市の役割)

第9条 市長は、美化団体の活動に対し、予算の範囲内で、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 美化活動に必要な物品、用具等の貸与又は支給
- (2) その他美化活動の実施に必要な事項

- 2 美化活動中に美化団体の参加者に係る事故が発生したときは、市長は市が加入している市民総合賠償責任保険で対応するものとする。

- 3 代表者は、事故が発生した場合は、事故発生報告書（別記第5号様式）を市長に遅滞なく提出するものとする。

(協定の解消)

第10条 美化団体が、第6条の規定による協定を解消するときは、公園美化活動解消届（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

(活動報告)

第11条 美化団体は、事業年度終了後に公園美化活動報告書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。